

遵守行動チェックシート

アップデート体育・スポーツ学研究室版（2020年度 version 1.0）

日付 2020年	使用者	使用目的	監督者確認
月 日			サイン
開始時間 時 分	終了時間 時 分		日付
使用者の連絡先：			
開始前確認項目	チェック欄	備考	
1) 検温表（アプリを含む）を持参しました			
2) 体温は平熱範囲です			
3) 風邪症状はありません			
4) マスクを持参しました			
5) 手指の手洗いを行いました			
6) ガイドラインの内容を確認し同意致しています			
開始後確認項目	チェック欄	備考	
1) 使用した場所と使用した用具等のアルコール消毒を行いました			
2) 手指の手洗いを行いました			
3) 終了した旨を監督者に連絡しました			
4) この用紙を所定のところにおきます			

すべて記入のうえ、監督者に提出するか、監督者が指示した場所に提出してください。

COVID-19に伴うアダプテッド体育・スポーツ研究室関連の作業ガイドライン

(2020年6月10日版)

- (目的) このガイドラインは、COVID-19の感染拡大の危機的状況から少しずつ改善していこうとするなかで、地域の障害や何らかの特別なニーズのある人の身体的、精神的、社会的健康を保つために、スポーツ活動が大きな役割を果たすものという認識のもと、筑波大学アダプテッド体育・スポーツ学研究室が主体となって行う研究及び実践活動(以降、活動)に関わる者すべてが遵守すべき事項を示したものである。
- (対象者) 研究室所属の教員(以降、教員)の研究室及びA518、活動で使用する教室、スポーツ施設等を使用する研究員及び学生、研究や実践活動の参加者、その他、教員が認めた外部の者を対象とする。
- (遵守すべき行動指針) 対象者は、教員が指定した場所で活動を実施する場合、以下の指針を理解しなければならない。
 - 活動が、対象者および地域社会、国民の健康を脅かすものであってはならない。
 - 活動は、可能な限り予測可能な科学的な情報に基づいて、安全を第一優先として行われなければならない。
 - 活動は、大学や自治体、政府の情報をもとに検討し、必要に応じて、それらと緊密な協議をもって行われなければならない。
 - 活動する日の対象者に、COVID-19を疑う症状がないことが確認されなければならない。
 - 活動する場所に、外部からCOVID-19等を持ち込まないための最低限の処置が行われなければならない。
 - 活動中に、COVID-19の感染が起こらないための最低限の対策をとらなければならない。
 - 活動した場所から退出する際に、万が一であっても、COVID-19を持ち出さないための最低限の処置が行われなければならない。
 - 感染事案が生じたときには、感染拡大を防止するために全面的に協力しなければならない。
 - 上記の4)から8)の最低限の処置や対策等は、活動する地域のCOVID-19の感染状況に応じて異ならなければならない。
- (遵守すべき行動レベル) 政府および自治体が発する宣言をもとに、レベルAからレベルB、レベルCを設定する。
 - レベルA：緊急事態宣言によって特定地域に指定され、地域における公共のスポーツ施設等の使用が行政によって原則使用できない状況
 - レベルB：緊急事態宣言によって特定地域に指定されていないが、行政によって、地域における公共スポーツ施設等の使用に、人数や時間、行動などに対して何らかの制限がなされている状況
 - レベルC：緊急事態宣言によって特定地域に指定されていないものの感染の可能性は否定できないが、行政によって、地域における公共スポーツ施設等の使用に、人数や時間、行動などにおいて制限がほとんどない状況
- (遵守すべき活動内容)
 - レベルA：自宅および一人しかいない場所において、さまざまな情報通信技術を活用して行う活動は行うことができる。ただし、以下の条件すべてが叶う場合に限り、上記の場所以外でも活動を行うことができるものとする。
 - 公共機関や施設所有者によって使用禁止とされていない場所での活動
 - 他人との距離が2m以上「常に」確保でき、コンタクトのない活動
 - 他人と器具などのモノの交換が行われない活動
 - 指導や指示等において直接相対することがない活動
 - レベルB：以下の条件すべてが叶う活動は行うことができる。
 - 屋内外に関わらず、総勢10名以下の参加者/スタッフによって行われる活動
 - ひとりあたり直径2m以上(参加者間、手が触れない距離)を確保でき、意図的なコンタクトが生じない活動
 - 直接的な身体的コンタクトがなく、モノ(ボールや綱引きの綱、カードなど)の共有が必然的である活動
 - 指導や指示等において十分な距離を保ち、できる限り対面をさけることができる活動
 - レベルC：原則、通常の活動を行うことができるものとする。ただし以下の点については十分に留意しなければならない。
 - 健康管理と使用状況を記録する。健康状況が芳しくない場合は積極的に参加しない。
 - 活動前後の手洗い、道具等のアルコール消毒を行う。
 - 意図的に飛沫を飛ばさない、セキエチケットの徹底を行う。
- (遵守すべき行動内容) レベルAおよびレベルBでは、以下の行動を遵守しなければならない。
 - 当日を含めて過去2週間分の検温記録を提示できるようにする。
 - 入室する際に、手指のアルコール消毒(もしくは石鹸による手洗い)を行い、他者がいる場合はマスクを着用する。
 - 活動中は、他者と十分な距離をあげ、接触をせず、対面での会話を極力避ける。また活動する場所の風通しを良くする。部屋を閉じなければならない場合は、30分に1回は数分程度の換気を行う。他者がいる場合はマスクを必ず着用する。
 - 退出する際は、活動内の場所で接触したようなところや使用した用具等をアルコールで消毒する。人とコミュニケーションをとった場合は、手指のアルコール消毒(もしくは石鹸による手洗い)を行う。
 - 入室の際に、名前と入室した時間、各種項目(2週間の検温、マスク、手洗い、遵守行動への同意など)の遂行状況を記し、退出時に、退出した時間と各種項目(アルコール消毒、手洗い、確認など)の遂行状況を記す。
 - 熱中症対策として、周りに他者がいない場合はマスクを外す、他者がいる場合は30分に一度は水分をとるようにする。